

社会福祉法人 友愛十字会

ゆうあい

2002

12・25

No. 25

題字 前総裁 三笠宮崇仁親王殿下



第14回 町田市風船ヴァレーボール大会
友愛荘（特養）第三位入賞

主な記事

- | | | |
|-------------------------------|----------|---------|
| ○心室細動 | 総 裁 | 寛仁親王殿下 |
| ○安全配慮義務 | 友愛十字会監事 | 多久島 耕治 |
| ○友愛十字会におけるリスクマネジメントの取組み | 世田谷更生館々長 | 多 田 金 稔 |



心室細動

社会福祉法人 友愛十字会

総裁 寛 仁 親 王

聞き慣れない言葉と思いますが、故高円宮の直接的死因を医学的には、標記の言葉で説明します。一昔前は、「心臓麻痺」と総称されていたと思いますが、最近では、正確にこの言葉を使います。

三笠宮一族の末子である彼は、最も健康で元気な男と皆が思っていました。

12年前に食道癌の宣告を受けて以来、6回の手術を繰り返している長男の私。その3年前に、急性硬膜下血腫で倒れ、車いすの重度障害となった二男の桂宮。昨年9月に、検査で慢性硬膜下血腫が発見され、開頭手術で何とか、事無きを得た父は、今年になって硬膜に、原因不明ですが、ぶどう状球菌が張り付き、再入院をしました。

事程左様に、病氣と障害だらけの一族の4番目の男が、最も早く突然死する事になってしまいました。この事から類推しても、世上良く言われる通り、「生物学的に雌の方が生命力が強い」という事は、我が一族でも見事に証明され

る事になりました。

母は生来の不整脈の為に、早々とペースメーカーを埋め込みましたし、人工関節も右足に入っていますが、79歳という高齢にも拘らず至極元気であり、姉妹共に、大病を煩ったという話を聞いた事がありません。

7人で始まった一族は、2002年を以って、「牡」4名が、全員、障害部位を持ち、内1名が亡くなるという結果になりました。

「女（雌）は強し！」と、つくづく考えさせられた葬儀迄の10日間でした。

11月29日（金）の豊島ヶ岡墓地に於ける、「斂葬の儀」の一般拝礼の為、喪主・三女王（娘達）の次に、皇族代表として妻と共に、喪主席に座って3000有余名の拝礼の方々をお迎えしていた折、数多くの友人知人の中に、ひと際目立つ、背丈のある石井晃常務理事の姿を発見しました。誠に有り難い事でありました。

合同運動会の初期の頃、故高円宮は何回か出場してくれたはずですが。

常務はその事を覚えて下さっていたのだと思います。

余話として、彼が亡くなったのは、慶応病院のICUという形になっていますが、標記の通り、「心室細動」ですから、実質的には、公邸の対面にある、カナダ大使館内の、「スクウォッシュ・コート内」という事になります。

加大使や、コーチ役のスクウォッシュ連盟の人の話では、練習（ゲームかも知れない）が、一頻りして、後方を向き、元に戻った途端、膝から崩れ落ち、上体が前のめりに倒れて、その時口内を切ったのか、唇から血を流しながら、コートに倒れ伏したとの事でした。

すぐ、応急措置もしたでしょうし、即刻到着した救急車の隊員も、様々な手を尽くしてくれたと思います。又、私が、岡山から急拠飛んで帰り、ICUに着いた時、人工呼吸器と輸血が機械でなされていたので、血圧の数値はありましたが、心臓のデータは、「零」で緑の線が、水平のまま一度も動きませんでしたので、コートの上で、「事切れた」のは、まぎれもない事実であつたと思います。

不思議なのは、当日の二時四十分付で、初等科1年からの親友の一人で宮入という男に、携帯電話で、「メール」を発信しています。初等科時代の主管の先生との会に誘われていたらしく、その日が、どこかのサッカー協会の50周年

式典とぶつかっていて出席出来ないの、日をずらしてお目に掛かるウンヌンという連絡を氏に入れていました。つまり彼は、公邸で宮入氏にメールを送った直後、カナダ大使館に向かい、コート上で30分後には、事切れたという事になります。という事は、彼にとつて体調はすこぶる良かったはずで、勇んでスクウォッシュの練習に向かったわけで、そのメールからは、微塵^{みじん}も死を予感させる様な文^{もん}言^{ごん}は見出せません。ICU内の彼を見守っていた折、母が「桂宮

と高円宮の心臓の内壁は筋肉が厚く、普通の人の様に作動しない体質だった」という風な事を言っていました。桂宮には確かにその兆候が度々出ましたが、高円宮は、47年間、その手の兆候は皆無で、骨が脆い男ではありませんが、(何度も骨折をしている)我が家に於ける唯一、健康体の男と思っていましたので、正に、青天の霹靂でありました。

(社福) 友愛十字会関係者の、彼の生前に頂戴した御交誼に心から感謝致します。



安全配慮義務

友愛十字会監事

多久島 耕治(弁護士)

一、福祉関係のトラブルや裁判等に係わつてきた私が、最近特に感じることは、利用者側(苦情申立人または裁判の原告)と福祉サービス提供者側(苦情被申立人または裁判の被告)との間の人間関係が、希薄になっているのではないか、信頼関係の絆が揺らいでいるのではないかということです。

例えば、福祉サービス提供者である福祉施設内で転倒・骨折事故が生じた場合、施設の事故事実の説明や陳謝では納得せず、苦情申立はおろか裁判にまで発展するケースが多くなっています。

二、ひとたび裁判になれば、被告としてはやむなく裁判上受けて立つことになるわけですが、その場合一般の裁判に比し、非常な苦悩が伴うことです。単に勝訴のみを目指すのであれば、一般の裁判と同様に、事故の原因は利用者本人にあり原告が悪いことを鋭く指摘するべきでしょう。しかし、施設は事故が発生するまでは、本人の尊厳、自己決定を重んじ、残存能力をフルに活用し、しかも身体拘束禁止の中で、家族生活同様、時としてそれ以上のウェルビーイングを目標にした福祉サービスを提供して

いました。それ故、被告としては、防御はすれども深層に於いて、勝訴のみを求め得ないというジレンマにあります。そこで、被告としては専ら施設は「安全配慮義務」を尽くしており、決して怠っていないことを抗弁することになるのです。

三、安全配慮義務とは、民法には規定がなく、裁判の判例によって確立した概念です。「ある法律関係に基づいて、特別な社会的接触関係に入った当事者間においては、当該法律関係の付随義務として当事者の一方が他方にその生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を信義則上負っている」(最高裁判所昭和50年2月25日判決)。これは公務員の雇用関係のケースでしたが、以来、多くの裁判例が出され、そのフィールド(範囲)も拡がり、注意義務のバーの高さも上がっています。しかし、私は、福祉サービスにおいて、安全配慮義務は契約上の本来的な義務であると理解しています。なぜなら、利用者は常に潜在的リスクを有していると言えるし、そのリスク情報を施設は知っているからです。したがって、食事介助、入浴介助、排泄介助等の全ての介助サービスにこの安全配慮義務が含まれていると言えます。すなわち、これらのサービス提供に伴って事故が起き、そのために被害があれば当然に提供者側に責任が生じるということです。

四、それでは、利用者が自らの行動中に事故を起

こうした場合はどういふことになるのでしょうか。

現に私が扱っている裁判中のケースで、98歳で排泄自立の特養入居者が、午前4時過ぎにポータブルトイレで、一人で排泄しようとしてしりもちをつき、翌朝病院にて診断の結果、骨折と判明してそのまま入院したという事案があり（詳細は省く）、この入居者から、施設を設け置いている社会福祉法人が、安全配慮義務違反を理由に一五〇〇万円超の慰謝料を請求されています。私は、被告施設側として、事故当時の状況から安全配慮義務は尽しており義務違反はなかった、事故は予見できなかったと事実をあげて主張していますが、裁判の結果は予測が付きません。このようなケースは自宅でも起こり得ると思いますが、その場合は裁判になることとはないでしょう。ところが事故現場が施設内で起きたというだけで裁判になるのです。

なお、この事案では、形式は本人が原告となっていますが、実質は息子夫婦が知り合いの弁護士に依頼したと聞いてます。このように、利用者本人の意思というより家族、遺族その他の者の意思が影響していると疑われる場合も多く見られます。私としては裁判所に対しては福祉現場（ハード面は勿論、夜勤体制、身体拘束禁止の原則、24時間の監視は不可能）を理解してもらうべく、また担当者個人の問題にならないよう全力を尽していますが、介護の社会化の難し

さに、何となく空しい思いがしています。

五、安全配慮義務を尽くすということは、人の生命、身体、健康を保護する為に、手を尽くすことです。具体的にどんな行為をすべきかは、現場においてそれぞれ異なります。食事介助の場合は、誤嚥の恐れが予見されるので利用者に合った食物をその人に合った方法、スピードで、確かめながら介助すること等です。また、入浴介助の場合であれば、ヴァイタルチェックはもとより、体調はどうか、転倒の危険はないか、感染の恐れはないか等に配慮することでしょう。また、排泄介助の場合であれば十分な時間をかけて、安定した状態が転倒の恐れがないかなど配慮すべきです。どの場合であっても危険・事故が予見出来れば即時に対応し、たとえ自ら



友愛十字会における

リスクマネジメントの取組み

世田谷更生館館長

標準化推進事務局長 多田金稔

社会福祉事業における「危機管理（リスクマネジメント）」については、福祉関係雑誌・出版物や研修会などで盛んに論じられています。

平成10年度の「監事監査」において、多久島監事（弁護士）より、「措置から契約」への移行に伴い、「債務不履行」、「安全配慮義務」な

危険に接近しても、事故を回避する為の積極的な措置を講じなければなりません。そこで一番困難なことは、各現場における事故発生の子見可能性の問題です。福祉の専門職としての立場で、その判断が求められるのです。この判断を誤ると安全配慮義務違反として、また、回避措置を誤るとこれも安全配慮義務違反としてそれによつて起きた事故に対して、責任を問われることとなります。

福祉の専門職は福祉サービスを提供する場合とはもとより、利用者がそのもてる能力を最大限活用して自己決定によつて行動している際も、常に安全配慮を念頭においていなければなりません。これが福祉の専門職に求められる安全配慮義務なのです。

どのリスクが増すので、「リスクマネジメント」の体制整備を早急に行うよう指示がありました。

これが、当法人の「リスクマネジメントへの取組み」の出発点です。当時は、リスクに対する職員の認識は低く、模索の状態でしたが、その後「監事監査」のたびに、ご指導を頂き、

本年度の「事業計画の重点事項」には、①安心して生活できる施設づくり、②安全な施設づくり、③安定的な経営の推進、を掲げてリスクに対する組織的な取り組みを行っています。以下、取り組みの基本的な考え方や手法を紹介します。

一、「品質マネジメントシステム」の構築

「リスクマネジメント」は、「人間は誰でも間違える」というヒューマンエラーに基づく「品質マネジメントシステム」を整備すること及び「理念・ビジョン・方針」に基づいた組織内のコンセンサスを取り、コミットメントの高い組織を形成することです。すなわち、単に事故防止、安全対策だけではなく、「サーヴィス品質」及び「経営品質」の「質の向上」に向けた継続的な改善を組織的に行うことです。

このため、当法人の「品質マネジメントシステム」は、サーヴィス品質には「ISO 9001規格」、経営品質には「日本経営品質賞アセスメント基準」に対応した「友愛十字会標準」（品質マニュアル・規定、業務管理マニュアル、指導票等）を整備し、この標準類を体系的かつ情報共有等の管理を行うこととし、この業務を「標準化推進事務局」が担当しています。

二、「安全」に対する取り組み

福祉施設は、「身体的・精神的・財産的に安全な場所」の三つの安全が求められます。直接に関係する職員の意識・対処が大切なことは当

然ですが、側面的には、「衛生委員会」、「安全委員会」や「教育委員会」等の会議体の役割も大きいものです。この機能を多角的・有機的に結合させることが「リスクマネジメント」を有効なものにする原動力になると考えています。

例えば、感染症対策、食中毒対策及び救急・応急処置（誤嚥、骨折、やけど等）などを「安全・衛生委員会」で医師、看護師、栄養士等の専門職員で検討し、法人の実態に合ったマニュアルを作成し、「標準化推進事務局」と協力して「友愛十字会標準」として発行し、これを基に「教育委員会」で、臨時職員を含めた職員研修を継続的に実施するなどの一連の結合です。

三、「品質記録」の意義

「ケース記録」などは、日常活動の証拠を示す重要な「品質記録」といえます。また、サーヴィス提供における潜在的な不適合に対する「是正処置・予防処置」（ヒヤリハット、苦情解決、事故等）が大切です。これは、事故（不適合）が生じたときは、直ちに事故の様子・現象、事故原因を明確にし、再発防止策を策定・実施し、それを評価する一連の手法です。「リスクマネジメント」として、品質記録は「安全配慮」に対する証拠となります。したがって、記録は、客観的な事実を正確に記載し、報告者の主観や推測を交えないことと継続が「要」です。このことは、職員研修（基礎講座・管理講座）の力

リキュラムにも取り上げ、周知を図っています。

四、迅速で誠実な対応

事故が発生した場合、組織による即決、指揮命令、迅速な対応、特に当該利用者の家族へでさるだけ速やかに連絡することが不信任を招かない重要な要素です。対応では、事実を曖昧・秘匿することがあってはなりません。客観的な事実に基づいた誠実な対応ができるように、日頃からのOJTが大切だと考えています。

『防災自主点検』の意義

友愛十字会世田谷施設

防火管理者補佐

山 本 健 一

世田谷施設では、2か月に1回、業務管理マニュアルの『チェックシート』に従い、安全委員による防災自主点検を実施しています。

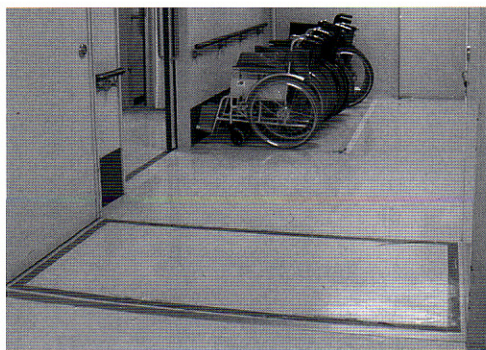
以前の消防署による立入検査では、スプリンクラーの散水障害を始め、改善命令を指摘された点が数か所ありました。いくら防災設備が整っていたとしても、職員の防災意識のもと維持されていなければ、日々生活している利用者の皆さんに安全な場所を提供しているとは言いがた、また、火災など万が一の際には大惨事につながりかねません。せっかく、「高い福祉サーヴィスを提供している」と評判を得られても、建物や防災設備の不備による事故が起これば、

世間の評価は一転してしまします。

『防災設備』と聞くと、「自分には関係ない」と思う方も多いと思いますが、とても身近なところであり、各自、ちよつと関心を持つて見ていただくことが、安全につながります。

例えば、普段は開いており、いざという時に閉まる防火戸や防火シャッター。新聞等に取り上げられた大型スーパーや雑居ビルの火災でもこれらの前に商品などを積んであつたため閉まらず、結局役に立たなかつたということとは聞いたことがあるかと思ひます。

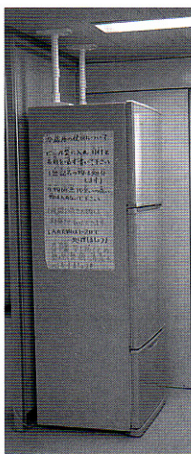
世田谷施設では、このような『危険防止のスペース』のほか、『車イス等を置くスペース』などを色分けしてテープを貼っています(写真①)。また、天井にあるスプリンクラーにつ



写真①

いては、荷物を高く積み上げて散水障害とならないよう、積載上限ラインにテープを貼るなどして分かり易くしております。さらに、地震の際に避難路を確保するため、通路に置いてある書庫や冷蔵庫などが倒れないような転倒防止策(写真②)を、窓ガラスには割れて飛び散らないように透明シートを貼り飛散防止策を講じています。

これらの対策を一時のものではなく、維持し続けるために自主点検を実施しているところですが、自施設の点検となると、どうしても普段から気が付かないために結局そのままになって



写真②

しまうことがあります。そのため、高齢者施設の安全委員は身障者施設、身障者施設の安全委員は高齢者施設、を相互点検しています。他施設を点検することで新たな発見があり自施設に持ち帰る、または他施設に課題を提供することで、さらに安全な施設を目指すことが防災自主点検の意義と思ひます。

防災自主点検をした安全委員の中には「デパートやレストランでも思わずチェックするようになった」という方もいます。もしそれが『良

い店選び』の条件の一つだとしたら、福祉施設にも同じことが言えると思ひます。防災自主点検は点検する人だけでどうなるものでもありません。全職員が、『施設の安全は大切なサーヴィス』という意識を持ち連携することが求められていると思ひます。

友愛デイにおける

ヒヤリハットの現実

友愛デイサービスセンター

伊藤 博子
串田 陽子

平成十五年度より支援費支給制度が始まりました。今までの措置制度から契約制度へと移行し、友愛デイとしてもさらに気を引き締めていかなければなりません。今後、支援費制度で職員の人数が減少する中で、サーヴィス向上を求められるという問題に直面します。少ない職員体制で、利用者の方に安全に快適に過ごしていただくよう考えなくてはなりません。そこで、友愛デイでは一日の活動・介護・介助において事故を未然に防ぐ対応策の一つとして「ヒヤリ・ハット」したことを挙げ、その問題について即、話し合いの時間を設け、危機管理に備えています。

ここで、友愛デイでの事例を紹介します。
Wさん。ADLはほぼ全介助。つかまり立ち

ができ介助により歩行ができます。Wさんは、人との関わりが大好きです。実習生やヴォランティアの方に四つん這いや膝歩きで近寄り、覆い被さるように手を伸ばし立ち上がってしまうのです。こちらでもWさんが立ち上がるのを防ごうと、立ち上がろうとしますが、Wさんの身体の突っ張りが強く介助者も引つ張られてしまい、立ち上がることができず、このままの状態だとWさんは後方に尻餅をついてしまうことが現実に起きてしまいました。幸いにも怪我することはありませんでしたが、ひやりとします。ですから、職員は実習生やヴォランティアの方が来所の際には、事前に説明し万が一立ち上がろうとしたら、職員を呼んでもらうよう徹底をしています。

また、友愛デイのトイレは便座が高く足底がつかず危険ということで、Wさんはポータブルトイレを使用しています。ある日、ポータブルトイレのセッティングのため、横の排泄用ベッドにWさんを座らせました。Wさんは足底がつくと立ち上がってしまうという危険性があるので、足底が着かないように深く座らせました。これは、職員がWさんの身体状況を考慮した上での対応でした。しかし、職員がWさんに背を向けている数秒のうちに立ち上がり、前方へ膝から四つん這い姿勢で落ちてしまったのです。ケガはなく膝の軽い打撲程度で事なきを得まし

た。しかし、日常の中で「数秒という僅かな時間なら大丈夫・うだろう」という職員の甘さがあったと考えられます。このような要因により重大事故を招くことがあります。私達はこのことをきっかけに、よりよい介助方法を検討し、その状況をつぶさに「ヒヤリハット」ノートに記載し全職員が周知徹底を図っています。

そのような状況下でも月に数回「ヒヤリハット」を経験しますので、どんな小さな事でも大きな事故につながる危険性があることを肝に銘じ「事故にならなかったから良かった」「責められるから言わない」という考え方を捨て、即、事実の報告と確認、場合によっては検討も含めて事故防止に取り組む職場作りを行っています。

危機管理の取組み

東京都聴覚障害者生活支援センター

所長 杉 浦 健 二

施設における危機管理には、建物・設備等の安全確保と施設利用者の処遇上発生する危機の排除という二面があると思います。

一、設備面の安全確保

当センターは、聴覚障害者の入所施設であるところから、非常災害時の危機伝達をどうするかは最大の課題でした。やつと平成一四年度の都予算により「災害情報伝達装置工事」が認められ、聴覚障害者に災害発生時、振動を体にと

えて情報を伝えることができる「ボデイソニック」という設備が全居室に設置されることとなりました。今までは、災害発生のないことを祈り、「幸運」に身を任せる状況でしたが、これからは、施設管理者が責任を持って、危機回避ができることとなりましたので、今回のレポートでは、この点を第一に報告させていただきます。

二、運営面での危機対応

運営面では、施設利用者の人権の尊重を基本とし、心身の安全の確保は元より、契約当事者として相互理解の上で処遇計画を立て、不測の事態が発生しないよう、十分な「事前の配慮」を徹底したいと考えております。

友愛荘（特養）における

転倒事故等発生状況

園長 桂 川 直 幸

施設においては、火災等災害に対する備えは勿論ですが、利用者の方々の転倒事故等の防止対策は、若年者と異なり、骨折等の怪我が命に関わるだけに極めて重要であります。

過去において、排泄自立のショートステイ利用の方がポータブルトイレ使用中に倒れ大腿骨頸部を骨折されました。その状況記録が不十分であったことにより、ご家族の不信を買い、解決までに八ヵ月を要しました。この苦い経験を

表1 転倒等発生状況

年	件数	月平均	月	火	水	木	金	土	日	祝日再掲
11	42 (9)	3.5	5	5①	7③	6	8	5	6	④
12	28 (2)	2.3	3	3	5	3	4①	5①	5	②
13	28 (3)	2.3	2	3	3	6	4	4①	6	①
14	41 (4)	3.4	9①	4	5	8	5	6	4	①
計	139	2.9	19	15	20	23	21	20	21	⑧
	100.0	-	13.7	10.8	14.4	16.5	15.1	14.4	15.1	-

(注) 件数欄の()内は、ショートステイ利用者数再掲、○内は、祝日に発生した件数再掲

三件発生している。◇曜日による発生の顕著な傾向はないが、やや週末の木金日の発生率が高い。◇同じ人が繰り返し転倒することがある。◇発生件数の内、祝日は八件・六%弱であるが土日を含めると三十四%になり原因解明の必要がある。◇発生件数の内、事故報告書作

反省し、以後転倒事故等の記録を義務づけることにしました。以下に取り上げる転倒事故等とは、怪我の有無を問わず転倒・ベッドからのずれ落ち・ポータブルトイレの座り損ない及び顔・手足の傷等の発生を含みます。その四年間の発生状況を見ると表1及び表2のとおりです。これらの事例から、事故防止に結びつけるよう努めています。

一、事故の発生は月平均約三件(表1)

◇発生件数は、その年によってかなりのバラつきがあり、傾向的なものは見られず、月平均約

成に至った件数は、二十二件・十六%である。

二、大きい事故は生活活動中の昼間に多い(表2)

◇転倒事故等の発生件数の発生時間帯を見ると、昼間と深夜の時間帯の発生率が高くなっているが、事故報告対象件数に限定して見ると昼間の時間帯が半数に達し、次に、

朝の六時以降発生と就寝前の午後八時から九時台に集中しており、いわゆる人手の少なくなる深夜での発生は見られない。◇つまり、生活の活動を行っている時間帯に骨折を伴うような事故が発生している。

三、事故の未然防止は事故記録の分析から

◇日常絶えず発生する転倒等の事故を、未然に防止する或いはその被害を最小限に食い止めるためには、事故記録から学ばなければならない。

表2 転倒等の発生時間帯

年	件数	8:30 ～18:00	18:01 ～22:00	22:01 ～5:00	5:00 ～8:30	発生時間不明
11	42 (4)	10 (2)	8 (2)	14	10	
12	28 (4)	11 (3)	3	10	4 (1)	
13	28 (10)	13 (5)	3	5	6 (3)	1 (1)
14	41 (4)	10 (1)	5 (1)	16	7 (1)	3 (2)
計	139 (22)	44 (11)	19 (3)	45	27 (5)	4 (3)
	100.0 -	31.7 -	13.7 -	32.4 -	19.4 -	2.9 -

(注) ()内は、事故報告対象件数再掲

◇累積している記録は、宝の山であり、持ち腐れにしてはならない。

トピックス

環境整備について

友愛ホーム

お年寄りの満足が得られる生活環境作りために、限られた予算を活用し、しかも最大限の効果を発揮することは、福祉施設の今日的課題のひとつだと思います。

友愛ホームでは、平成十四年度の環境整備事業として、これまで倉庫として使用してきた部屋を面接室として改修しました。ご家族訪問の際、ゆつくりと歓談できる場所を準備したいとの思いが形となりました。他にもホーム内の各トイレにウォシュレットを装備しました。また、BS放送の受信が可能となりました。更に今年度中に静養室のリフォームも予定しています。

ホームに欠けている面は何か? 生活をより快適にする設備は何か? 私達は、今後も問題意識を持ち続け、より顧客満足度の高い生活環境を目指したいと考えています。

善意のかずかず

次の方々から善意の金品のご寄贈を頂き、また、利用者をご慰問下さいました。ここに心から御礼を申し上げます。

(平成十四年五月一日〜平成十四年十二月一日まで)

(寄付金) 敬称略 あくお順

○世田谷関係

青柳、秋山隆子、荒井電気工業所、石井アサ子、石井戸囃子保存会、石川畳店石川光信、井上洋品店井上義雄、井山建設(株)代表取締役井山由三、魚久、圓光寺内藤壽昭、大蔵住宅自治会会長宮崎春代、大蔵電気、大蔵東部町会、小野坂豆腐店小野坂義弘、貝塚富江、家庭料理の店RYO、カナイ屋精肉店、株式会社福祉施設共済会、(株)エスピージー代表取締役池部慎子、(株)ガードインフォメーションサービス代表取締役鈴木弘毅、(株)

グローバルプロダクトプランニング、(株)ゴトク濱中伸昭、唐澤瑛風、川上雄渾、川島サト、砧教会教会学校、砧社会福祉協議会会長高橋重信、砧出張所、砧出張所所長吉岡郁子、砧書道会菊地偉雄、砧町自治会、砧町町会、砧町町会会長大島弘之、砧幼稚園園長阿部眞次、クリーニングカシマ、小池きわ子、斉藤ひにより器科クリニックス院長斉藤賢一、自転車いしい石井林平、清水英雄、(社) 全国建築物飲料水管理協会東京都支部支部長佐川弘、社会福祉法人泉の家施設長西田徹、社会福祉法人嬉泉石井啓、ジャパンレディスボウリングクラブ会長中山律子、白川

富子、鈴木長生、鈴木淑子、砂井電気管理事務所、世田谷区IKK福祉協会、世田谷区ゲートボール協会、世田谷区高齢者クラブ連合会、世田谷通り砧商店街振興組代表理事柳田源三、第一大蔵ストアー柳屋商店、高田照子、田中アイ子、土屋勝美、東都中央信用金庫世田谷支店支店町遠藤耕司、富沢キク、長岡タエ、沼尻善四郎、原川電気設備株式会社原川和三郎、光寿会会長小池鎮男、ビューティサロン真、福水笑、藤蔭静照、ヘアーサロンスタート、星野商店、牧野和子、松下千勢子、丸正食品大蔵店、丸仙青果株式会社、やぶ久、山下英子、ヤマブン青果山川満、(有)藤野製麺所、リビングストアータカハシ、若竹会権藤文子、和響太鼓、和響太鼓木村忠敬

○友愛荘

天野ナツ、伊藤保義、老沼ソノ、合掌苑、佐藤芽子、佐藤美恵子、洪田きよみ、鈴木一夫、図師寿会、図師馬駟講中、高木孝、忠生四丁

目町内会、東京紀尾井町ライオンズクラブ、ぶどうの会、明友会、美永会、弥生会、友愛荘家族会

○東京都聴覚障害者

生活支援センター

合資会社村上製本所、志村小学校PTA会長渡辺正義、志村城山町会、竹川明、有限会社八百幹

(寄附物品) 敬称略 あくお順

○世田谷関係

(株)エッセンバツハ光学ジャパン、株式会社キリンビール、日本たばこ産業、原川電気設備株式会社、若竹会

○友愛荘

桜美林幼稚園、キリンビール東日本物流部、田沢甲七、東急百貨店町田店、楽農会

○東京都聴覚障害者

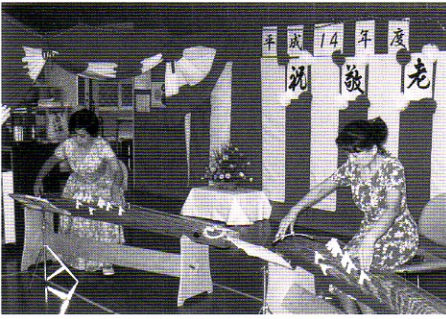
生活支援センター

合資会社村上製本所、坪木屋精肉店、原田恵子

(慰問) 敬称略 あゝお順

○世田谷関係施設

あすなろ会、左真紀一座(民謡等披露)、稲見喜一(折り紙)、演芸ばらえてい(演芸披露)、大蔵ふたば保育園(遊戯披露)、ガールスカウト東京61団(ゲーム)、砧教会(演芸披露)、砧幼稚園(遊



敬老会慰問 (砧デイ)

戯披露等)、佐伯靖子(音楽)、座・

打留間(邦楽)、成城消防少年団

(合奏披露)、土屋勝美(カラオケ)、

TOSHI(ギター弾き語り)、

西山恵美子(陶芸、野澤晶山(尺

八)、モンタナ(パーカッション

演奏)、若竹会(踊り披露)

○友愛荘

木曾中学JRCコーラス、ボーイス



慰問 みのり幼稚園 (友愛荘)

カウト町田第四団、みのり幼稚園、
東京紀尾井町ライオンズクラブ

(招待) 敬称略 あゝお順

○世田谷関係

IWA・JAPANプロレス(株)(プロ
セス)、NHK放送技術研究所(コン
サート)、株式会社ポリシヨイサーカ
ス営業部(サーカス)、ガラ藤村事
務局清水こうせい(演劇)、世田谷サー
ビス公社(食事会)、ダイヤモンドコ



食事招待、世田谷更生館・友愛園
(世田谷サービス公社)

ンピューター株式会社(プロ野球)

○東京都聴覚障害者

生活支援センター

IWA・JAPANプロレス(株)(プロ
レス試合、(株)レイス・レジエント・
プロレスリング(女子プロレス試合)

友愛十字会主要行事

平成13・11・14・4・30

5・2 開設10周年記念式典

(友デ)

5・5 端午の節句(帖ホ)

5・17・24 社会見学(友デ)

5・20・22 バスハイク(砧デ)

5・22 若葉昼食会(荘)

5・24 よりどりランチ①(友ホ)

5・26 料理教室(聴)

6・2・8 東京都障害者スポー

ツ大会(更・園・コ)

6・7・8 OB(修了生)旅行

(聴)



クッキング(友愛デイ)

6・12	ヴァイキング(砧ホ)
6・12	アジサイ昼食会(荘)
6・19	利用者懇談会(砧ホ)
6・19	利用者とホームとの懇談会(荘)
6・22	料理教室(聴)
6・30	利用者家族懇談会(砧ホ)
7・3	七夕祭り(荘)
7・4	課外訓練旅行
7・4	(更・園)
7・4	七夕会(砧デ)
7・5	七夕会(友デ・友ホ)
7・7	七夕(砧ホ)
7・21	料理教室(聴)
7・24	盆踊り大会

バスハイク（砦デイ）

7・27	納涼盆踊大会（聴）
8・3	保護者会（更・園）
8・9	盆法要（友ホ・砧ホ）
8・12 17	映画会（砧デ）
8・21	地域交流納涼盆踊りの集 い（荘）
8・26	みんなの音楽会（友ホ）
8・30	運営懇談会（コ）
9・1	区防災訓練（聴）
9・4	ヴァイキング（砧ホ）
9・9 11	敬老会（帖デ）

七夕まつり (友愛荘)

第28回合同運動会

10・24・25	宿泊訓練（友デ）
10・27	料理教室（聴）
10・29	愛のコンサート（更・園・ヨ）
10・30・31	一泊旅行（友ホ）
10・31・11・1	宿泊訓練（友デ）
11・1・5	文化祭（荘）
11・4	住民（町会）防災訓練（聴）
11・5・6	宿泊訓練①（聴）
11・8	よりどりランチ②（友ホ）
11・13	地域合同防災訓練（荘）
11・16・17	宿泊訓練②（聴）
11・18・20	バスハイク（砦デ）
11・22	クッキング（友デ）
11・24	料理教室（聴）
11・30	宮様チャリティイーボウリング開会式（更・園）

第36回宮様チャリティボウリング

職員異動

平成14・4・15 14・11・30

生活指導部長

大平敏夫 14・7・1

介護職員 藤元智子 14・7・31
内部異動
介護支援専門員

コーポ友愛

関 光子 14・8・1

○世田谷更生館

退職 営繕手 山根敏秀 14・6・30

友愛園より配置換え(転入)

営繕手 津村一彦 14・7・1

昇任 職業指導部長

片峰昭彦 14・7・1

○友愛園

採用 職業指導員

平賀敏弘 14・7・8

生活指導員

大瀧 綾 14・8・1

事務員

新垣 洋 14・11・1

退職 生活指導部長

丸山和三 14・6・30

生活指導員

間宮メイ子 14・7・31

世田谷更生館に配置換え(転出)

職業指導員

津村一彦 14・6・30

配置換え(職務変更)

就任 ホーム長(併任)

小島修治 14・7・1

退職 ホーム長(併任)

丸山和三 14・6・30

○友愛デイサービスセンター

採用 事務員 中川悦子 14・7・1

退職 事務員 佐藤美佐子 14・7・31

○砧ホーム

退職 介護職員 野口かおり 14・9・30

○友愛荘

採用 看護職員 山中真知子 14・4・1

介護職員 菅野 孝 14・6・1

介護職員 鹽入洋子 14・8・1

介護職員 大竹純嘉 14・8・1

退職 介護支援専門員

藤田ユミ子 14・7・31

編集後記

○東京都聴覚障害者生活支援センター

採用 看護師 佐藤淳子 14・7・15

退職 看護師 青柳惺知子 14・6・30

◎ 当法人の総裁であられる寛仁親王殿下の御弟高円宮憲仁親王殿下が十一月二十一日急逝されました。「サッカーの宮さま」として知られ、広く国民に親しまれた宮さまだけに、二十九日しめやかに営まれた「斂葬の儀」には、多方面から多くの参列者のご逝去を悼み、悲しみのお別れとなりました。

本号巻頭記事をご執筆いただいた殿下の「心室細動」において、「我が家における唯一、健康体の男と思っていましたので、正に、青天の霹靂でありました」とのく

だりを拝読し、とても残念でなりません。友愛十字会役職員一同心からお悔みを申し上げます。

◎ 本号は、「危機管理」を特集とし、多久島耕治監事(弁護士)に執筆いただきました。これに合わせて法人全体と施設の危機管理への取り組みに関する記事を掲載しました。利用者の安全確保を第一に、信頼されるサーヴィスの提供に努めています。本特集記事について、ご意見等ございましたら当法人までお寄せ下さるようお願いいたします。

◎ 冬は、インフルエンザ流行の季節です。皆様、油断することなく十分に留意されお過ごし下さい。

ゆうあい 第二十五号

平成十四年十二月二十五日発行
発行 社会福祉法人 友愛十字会
発行人 石 井 晃

〒157-8575 東京都世田谷区砧
三丁目九番十一号
電話 (03) 341-6131